

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【事業年度】	第74期（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
【会社名】	積水ハウス株式会社
【英訳名】	S e k i s u i H o u s e , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼CEO 社長執行役員 仲 井 嘉 浩
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番88号
【電話番号】	06(6440)3111番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート管理部長 河 村 直 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目15番1号
【電話番号】	03(5575)1700番(代表)
【事務連絡者氏名】	業務役員IR部長 川 畑 弘 幸
【縦覧に供する場所】	積水ハウス株式会社IR部 ※ (東京都港区赤坂四丁目15番1号) 積水ハウス株式会社東京西支店 (東京都新宿区西新宿三丁目6番11号) 積水ハウス株式会社神奈川東支店 (横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号) 積水ハウス株式会社埼玉中央支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目7番5号) 積水ハウス株式会社千葉支店 (千葉市中央区問屋町1番35号) 積水ハウス株式会社名古屋東支店 (名古屋市中区栄三丁目18番1号) 積水ハウス株式会社神戸支店 (兵庫県明石市大明石町二丁目1番32号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) (注) ※は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではあ りませんが、株主等の便宜のために備置しています。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年4月22日に提出いたしました第74期（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

5 従業員の状況

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

5 【従業員の状況】

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

(訂正前)

(省略)

②国内グループ及び主要な連結子会社(注6、9)

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の割合 (%)(注2)	男性労働者の 育児休業取得率 (%)(注3)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注2、7、8)		
			全労働者	うち正規雇用 労働者	うち非正規 労働者
提出会社及び国内連結子会社 (注1、4、5)	5.0	108	51.9	53.9	37.3
主要な国内グループ及び連結子会社					
積水ハウス不動産グループ	3.2	118	51.7	52.1	42.4
積水ハウス建設グループ	7.0	114	78.4	78.6	53.4
積水ハウスリフォーム(株)	43.8	122	87.1	84.5	35.6
(株)鴻池組 (注4)	0.5	82	56.7	57.4	61.1

(注) 1 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第5号に規定されている連結会社のうち、海外連結子会社を除いた会社を対象としています。

2 「女性活躍推進法」の規定に基づき算出したものです。

3 「育児・介護休業法」の規定に基づき、「育児・介護休業法施行規則」第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

4 から9 (省略)

(訂正後)

(省略)

②国内グループ及び主要な連結子会社(注6、9)

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の割合 (%)(注2)	男性労働者の 育児休業取得率 (%)(注3)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注2、7、8)		
			全労働者	うち正規雇用 労働者	うち非正規 労働者
提出会社及び国内連結子会社 (注1、4、5)	5.0	108	51.9	53.9	37.3
主要な国内グループ及び連結子会社					
積水ハウス不動産グループ	3.2	118	51.7	52.1	42.4
積水ハウス建設グループ	7.0	114	78.4	78.6	53.4
積水ハウスリフォーム(株)	43.8	122	87.1	84.5	35.6
(株)鴻池組 (注4)	0.5	82	56.7	57.4	61.1

- (注) 1 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第5号に規定されている連結会社のうち、海外連結子会社を除いた会社を対象としています。
- 2 「女性活躍推進法」の規定に基づき算出したものです。
- 3 「育児・介護休業法」の規定に基づき、「育児・介護休業法施行規則」第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。ただし、(株)鴻池組については、「育児・介護休業法施行規則」第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものです。
- 4 から9 (省略)